

平成 29 年度

第 4 回 松戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時：平成 30 年 2 月 2 日(金曜日) 午後 1 時 30 分 開会

開催場所：松戸市役所 新館 7 階 大会議室

福祉長寿部 国民健康保険課

福祉長寿部 国民健康保険課

< 出席者 >

運営協議会委員

松戸市

定数 17名のうち出席者 14名

福祉長寿部  
審議監

国民健康保険課

課長

課長補佐

収納担当室

室長

室長補佐

班長 2名

広域保険担当室

室長

健診班

班長

資格賦課班

班長

給付班

班長

(事務局)

企画調整班

班長

班員 2名

出席者計 14名

## 1. 福祉長寿部長 挨拶

## 2. 会長 挨拶

## 3. 開 会

委 員 17名のうち14名出席

傍聴者 4名

## 4. 議 題

会 長

では、これより、議題に入りたいと思います。

今回、協議会に諮問されました議題は、次第に記載されております3件でございます。

はじめに「(1)平成29年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

会 長

それでは、ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

なお、時間に限りがあることや、なるべく多くの方へご意見等を頂戴したいと思いますので、手短な発言にご協力をいただきますようお願いいたします。

何かございましたら、どうぞお願いいたします。

委 員

第1回の補正予算では、財政調整基金を約14億円繰戻したが、今回の補正予算案では13,470千円の取り崩しということで、どういった経緯でこのような予算編成となっているのでしょうか。

また、財政調整基金の取り崩しや繰戻しをすることで、被保険者にとってほど

ういった影響があるのでしょうか。

事務局

第1回の補正予算では、前年度からの繰越金が出たため、基金を取り崩す予定を取りやめ、財政調整基金繰入金を減額いたしました。今回の補正予算案では、予算を編成するうえで、財源に不足が生じたため、基金の取り崩しをお願いするものです。

次に、財政調整基金を取り崩すことでどういった影響があるかについてでございますが、基金の活用方法といったことにもなるかと思いますが、これまで基金を取り崩すことで、保険料の上昇抑制に努めてまいりました。併せて、安定した国保会計の運営を図るためにも、基金を活用いたしております。

委員

当初予算から一度減額し、今回は増額ということで、予算の組み方については理解し難い部分もあるため、再度、この基金を取り崩すことの影響について、お聞かせ願えますでしょうか。

事務局

財政調整基金とは一般の家庭で例えると、貯金にあたるもので、財源が足りなくなると、その貯金を取り崩して運営に充てるということになるかと思えます。この基金の目的である保険料の上昇の抑制に充て続けていけば、いずれは枯渇するというようになっていくかと思えます。

委員

その貯金を取り崩すことで、被保険者の保険料の上昇を抑えているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、基金を取り崩すことで、被保険者の方々の保険料が上がってしまうことを、抑えているということになります。

委員

病院事業繰出金はこういったものなのでしょうか。

事務局

市立病院において健康管理事業として健康相談等を定期的あるいは常設的に窓口を設けて行っていること等で、国から800万円、国保市立病院を設置して

いる市町村に対して、県から200万円が交付されます。特定の事業に充てるために交付されるという補助金ではございません。

会 長

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りいたします。

「(1)平成29年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)について」

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 賛 成)

会 長

ありがとうございました。

「(1)平成29年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(案)について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、

「(2)平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

————— 事務局説明 —————

会 長

それでは、ただいま説明がありました新年度予算(案)の件につきまして、何か質疑はございますか。

委 員

財政調整基金について、29年度末基金残高が約35億円、30年度予算の基金からの繰入れが20億円とのことで、近い将来基金が枯渇することも想像されますが、将来的な見通しをどのように考えていらっしゃいますか。

事務局

29年度からの繰越金も発生するかと思いますので、具体的な今後の見通しをこの場で述べることは難しいですが、先ほども申し上げました通り、財政調整基金は貯金であり、今後取り崩していくことで、いずれ枯渇していきます。

そういったことも踏まえながら、具体的な見通しについては、来年度以降、検

討していきたいと考えております。

#### 委員

被用者保険の立場からすると、一般会計からの法定外繰入れとなると、保険料の負担増に加え、税金からもとなり、二重苦を強いられることとなるため、そういった観点からも健全な財政運営をよろしくお願いしたいと思えます。

#### 委員

今回の制度改正の目的は何か。国保は低所得者が多く、被保険者の年齢構成が高いといった説明がありましたが、具体的にそれをどうしていこうという考えの下で、今回の制度改正は行われるのでしょうか。

#### 事務局

広域化の目的ですが、小規模保険者ほど財政が非常に不安定であり、その財政運営を安定させるといったことが、今回の制度改正の大きな目的でございます。例えば、今年のように急激にインフルエンザが流行した場合、多額の支出が必要となります。こういった場合、制度改正後は、千葉県から保険給付費の支払いに必要な資金が交付されるため、保険者にとっては、安定した国保財政の運営を行えるようになるといったことが、今回の制度改正の大きな目的であると言えるかと思えます。

#### 委員

広域化の目的は、小規模保険者の財政の安定のためというご説明でしたが、では、県は何を財源として市町村へ交付金を交付するのでしょうか。

#### 事務局

今回の広域化については、国会にて決定した事項であり、なぜこうした制度改正を行ったかと申しますと、地域ごとに事情が異なるのであれば、なるべく大きな単位で保険を構成した方が制度が安定化するという大数の法則があるからです。社会保険には、大きく分けて、年金・医療・介護がございますが、そのうち年金は個別のサービス提供がなく、加入した年数と支払った保険料に応じて、年金が交付されるといったように、基本的には、お金のやりとりだけであり、地域ごとの個別性等がないことから、国が事務を所掌しております。

また、介護保険については、市町村レベルで様々に事情が異なることなどもあり、市町村単位で保険者となり、事業運営しております。

一方、医療については、市町村単位で完結する内容ではなく、より広い圏域でサービスが提供されているため、医療計画などは県の方で作成しております。具

体的には、二次医療圏というものがあり、例えば「松戸市」という単位で捉えるのではなく、「東葛北部」というブロックでサービス提供をとらえておきまして、財政を考える際も、こういった範囲でサービス提供が行われているかという実態と併せて考えることが重要とされています。

国民健康保険については、これまで市町村単位で運営してまいりましたが、先ほどの説明にもありましたとおり、仮にインフルエンザが流行した際などは、小規模な保険者ほど財政リスクが高まるという課題があるとともに、サービス提供圏域が市町村よりも広域にわたるという実態もございました。したがって、国保が広域化されれば、財政単位が大きくなり、県が必要な資金を各市町村へ配分することとなるため、リスクが分散され、制度の安定化につながることであり、これが今回の制度改正の大きな目的であるといえるかと思えます。

#### 委員

国民健康保険法が改正され、それに基づき、今回の制度改正が行われようとしているということは、理解しております。これまでは、各市町村で被保険者に対して医療を確保するために、国民健康保険制度があったかと思いますが、今後は、県が保険者となることから、本市のような比較的規模の大きな自治体が小規模保険者をカバーするような保険料率となっていくということであるかと思いますが、そういった説明が十分にはなされていないかと思えます。

松戸市の来年度の保険料率がどうなるかなど、そういった説明も資料中には全くなく、市町村ごとに事情も異なることだと思うので、制度改正後の松戸市としてのメリット、デメリットについて、教えていただければと思います。

#### 委員

今のご発言に同感です。先ほどの説明の中で、来年度の保険料率は据置くというお話があったかと思いますが、激変緩和措置の対象でもあるとおっしゃっていたかと思えます。ということは、保険料率は上がるという理解でよろしいでしょうか。また、具体的な数値もお示しいただかなければ、判断が難しいかと思っております。

#### 委員

松戸市と近隣市の標準保険率を具体的な数値でお示しいただき、松戸市は示された標準保険料率が今よりも上がるということであれば、こういった手段で、保険料率の上昇を抑制しようとしているかというご説明をお願いできればと思います。

## 事務局

県から示されているのは、あくまでも標準保険料率です。その示された数値を基に、実際の保険料率を最終的に決定するのは市町村です。激変緩和措置は、28年度と比較し、一定割合以上上がってしまう市町村に対して、その上昇幅を一定割合まで抑えるために、激変緩和財源が投入されることとなります。

それによって、県から1人当たりの標準保険料率が示され、示された料率に対して、市はどのような保険料率とするかを決定していくこととなります。今回、県から示された標準保険料率は、今年度より高いものが示されましたが、先ほどもご説明しましたとおり、財政調整基金を取り崩すことで、今年度と同じ保険料率に据置きます。ですので、県から示される標準保険率に従うのではなく、あくまでも最終的な料率を決定するのは市町村でございます。

本市の県から示された激変緩和後の1人当たり保険料額についてでございますが、108,303円、激変緩和前が109,431円です。これに対し、今回の予算編成で見込みました1人当たり調定額は90,835円でございます。国から県に交付される交付金等もあるため、この差額全てを財政調整基金で賄うということではありませんが、大部分は、財政調整基金繰入金として当初予算に計上しております、20億円を充てることで、現行の保険料率を維持しようとするものです。

また、先ほど、県が市町村に交付金を交付する際の財源は何かというご質問があったかと思いますが、市町村からの納付金のほか、国・県・支払基金からの交付金を財源として充てることとなります。

続きまして、近隣市との比較ですが、激変緩和後の金額で申し上げますと、市川市で103,189円、船橋市で101,722円、柏市で101,351円です。

## 委員

近隣市と比較し、松戸が1番高いが、これほどまでに差が開いてしまうものなのか。近隣市に住んでいた方が、負担が少なく済むということでしょうか。

## 事務局

先ほども申し上げましたが、今お示しした数値は、あくまでも県が示した標準保険料率であり、これを受けて、実際の料率を今後市町村が決定していくこととなります。

## 委員

具体的な数値をお示しいただいたことで、近隣市と比較し、松戸市が高いことがわかりましたが、これをいかに低く抑えていくかについて、お考えをお聞かせ

いただけますか。

#### 会 長

松戸市よりも低いところをお示しいただきましたが、松戸市よりも高いところがあれば、参考までに教えていただけませんか。

#### 事務局

所得水準、年齢構成を反映させたいうえで、今回このような数値が出されておりますので、一般的に所得水準が高ければ、県から示される数値も高くなるものと考えられます。つまり、ある市における一人当たりの保険料が高かったとしても、所得水準が高い人が多いから標準保険料が高くなるということが考えられることになり、実際の一人ひとりの被保険者で見た場合は、所得水準に応じた保険料が設定されているということになり得ると考えられるので、その辺りは注意して考えていく必要があるのかと思います。

#### 委 員

税金の場合であれば、個人的に年金を掛けていけば、必要経費として落としてくれるが、国民健康保険の場合は、そうではないですね。松戸市の方は、近隣に比べて真面目に税金を払っている人が多いので、所得水準が割高になっているということはないのでしょうか。

#### 事務局

国保の保険料の算定方法については、通常の所得の算定方法とは違う部分もありますが、県の中で差異があるわけではないので、一概に松戸市の方が割高になるということは申し上げられないと思います。

#### 事務局

県内で松戸市よりも標準保険料率が高く示されているところですが、浦安市が129,205円、八千代市が113,881円、成田市が111,345円、野田市が109,249円といったような状況でございます。

また、この高い数値を今後どのように抑えていくかについてでございますが、1つに財政調整基金を投入し、少しでも現在の料率を維持していくということ、また、広域化後は県全体での医療費水準、所得水準で配分されるため、捉えにくくなってしまうますが、医療費の適正化、医療費の伸びを如何にして抑えていくかを、県全体で取り組んでいくことが、大変重要になってくるかと思っております。

会 長

例えば、松戸市は医療費の伸びの抑制率が他市と比較し高かったという実績が出た場合、県から示される標準保険料率を下げてもらえるといったようことも考えられるのでしょうか。

事務局

県が示す標準保険料率は、県全体での保険給付費の見込から算定されるため、一市町村だけを下げてくださいというような要望は聞き入れてもらえないでしょうが、医療費の適正化を図れば、医療費水準を下げることに繋がるかと思しますので、納付金の算定をするうえで、そのあたりは反映された結果が出てくるものと思います。

委 員

医療費適正化に関連して、県からの交付金の中に保険者努力支援分という予算があるかと思いますが、全ての事業を行ったうえで、この交付金がもらえるということなのでしょうか。

事務局

現在、松戸市において行っている取り組みの中で、交付金としてもらえるであろうという金額を予算計上させていただいております。

委 員

それでは、今後医療費適正化等に向けて、新たな取り組みを行っていけば、さらに交付金としてもらえる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。健診の受診率を上げていくなど、多くの項目があるため、それらをクリアしていくことで、保険者努力支援分としてもらえる交付金も増えることとなります。

委 員

我々としても、30年度はこの交付金を十分に活用し、医療費適正化に向けた取り組みを進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委 員

制度改正ありきの説明ではなく、新しいものを作り上げていく際は、もう少し市民目線に立ったわかりやすい説明をお願いしたいと思います。現行の健康保険

制度が不安定な制度であることも認識しているため、互いに協力し、より良いものを作り上げていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委 員

医療費適正化に関して、一つの家庭においても国保や協会けんぽなど別々の保険に加入されている場合もあり、現状はジェネリック医薬品の差額通知などが、各保険者でバラバラに送付しているかと思ひます。今後、被保険者の意識を高めるために、同じようなことをやっているのであれば、可能な限り同時期に送付するなど、協力できることは一緒にやっていきたいと考えているため、市としてもご協力いただければと思ひます。

会 長

他に何かござひますか。

では、質疑がないようですのでお諮りいたします。

「(2) 平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 賛 成)

会 長

ありがとうございました。

「(2) 平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について」事務局より説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

委 員

改正後の基礎賦課総額の中に保険料減免額との記載がありますが、具体的にはどういったものを指すのでしょうか。

事務局

条例で定めた減免ですが、現在松戸市にはござひません。他市の事例を申し上

げますと、例えば、中学生以下の子どもがいる世帯に対し保険料を減免する等といった市町村もあり、そういった点もこの基礎賦課総額には含まれます。

会 長

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りいたします。

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 賛 成)

会 長

ありがとうございました。

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について」は、原案のとおり承認されました。

それでは、議題につきましては、以上で終了いたしました。

本日の結果につきましては、市長に原案どおり答申いたしますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。

————— 午後3時00分 終了 —————